



## 令和5年度 宇都宮市 子どもの家 利用案内



### 1 目的

宇都宮市子どもの家（以下「子どもの家」という。）は、放課後や長期休業期間中に、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るための施設です。

### 2 利用対象児童

市内の小学校に就学している児童であって、その保護者が下記のいずれかに該当することにより、昼間家庭における養育を受けることができない児童

※ 保護者以外の親族等（祖父母等）と同居している場合でも利用は可能です。

事由		利用期間
労働	居宅外又は居宅内で労働している	育成支援を必要とする期間
介護・看護	常時家族等の介護又は看護をしている	
疾病	疾病又は負傷している	
障がい	心身に障がいを有している	
就学	就学している	
出産	出産予定又は出産直後である	出産予定月の前後2か月
求職	求職活動のため外出することを常態としている	3か月以内の期間
災害	火災や風水害、地震等の災害復旧にあたっている	災害復旧に要する期間
その他	上記に類するものであって、市が特に認めた場合	育成支援を必要とする期間

### 3 利用対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

※毎年度申込みが必要となります。

### 4 設置場所及び運営方法

各市立小学校（小規模特認校を除く。）ごとに子どもの家を設置しており、法人が市からの指定を受けて運営をします。

※ 原則、通学する小学校の子どもの家を利用することとなります。

### 5 開所時間、休所日

開所日	月～金曜日	放課後～19時
	土曜日	7時30分～19時
	学校長期休業期間等	
休所日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	

※ 上記開所時間のうち、18時～19時は延長時間となります。

※ 市が特に必要があると認める場合（自然災害、感染症、学校閉鎖など）は、開所日や開所時間を変更することがあります。

## 6 利用料金

子どもの家の利用にあたっては、下記の利用料金の支払いが必要となります。

### ア 基本利用（通年（月単位）の利用）の方

開所時間	利用料金/単位
月～金曜日 放課後～18時 土曜日・学校長期休業期間 7時30分～18時	7,600円/月 ※学校休業期間中も同額
延長利用 18時～19時	100円/日

※ 別途おやつ代（月額2,000円程度）や特別な行事、保険料等の実費がかかります。

※ 月の途中からの利用や利用日数に応じた日割り料金等はありません。

※ 入会金、年会費はありません。

### イ 学校長期休業期間のみ利用する方

開所時間	利用料金/単位
春休み（4月）	2,300円/期
夏休み	12,800円/期
秋休み	920円/期
冬休み	1,800円/期
春休み（3月）	2,300円/期
延長利用	100円/日

※ 別途おやつ代や特別な行事、保険料等の実費がかかります。

※ 途中からの利用や利用日数に応じた日割り料金等はありません。

※ 入会金、年会費はありません。

### ウ 利用料金の減免について

生活保護世帯及び就学援助対象世帯については、利用料金（延長利用及び実費を除く。）が全額減免となります。

※ 利用決定後に別途申請が必要となります。

## 7 利用申込方法

### (1) 申込期間

#### ア 令和5年4月からの通年（月単位）の利用を希望される方

学年（令和5年度）	申込期間
新2～6年生	令和4年11月1日（火）～11月25日（金）
新1年生	令和4年11月1日（火）～12月16日（金）

イ 学校長期休業期間のみの利用を希望される方

令和5年4月春休みの利用	令和5年 2月 1日(水)～ 2月15日(水)
夏休みの利用	令和5年 6月 1日(木)～ 6月15日(木)
秋休みの利用	令和5年 8月24日(木)～ 9月 7日(木)
冬休みの利用	令和5年11月 8日(水)～ 11月22日(水)
令和6年3月春休みの利用	令和6年 2月 1日(木)～ 2月15日(木)

※ 期間ごとに利用申込が必要になります。勤務証明書等については、変更がない限り年1回（最初の利用申込時に）提出してください。

ウ 年度の途中からの利用を希望される方

随時、利用申込を受け付けます。

利用開始希望月の前月10日までに、ご利用される子どもの家に申込をしてください。（例 7月から利用希望 ⇒ 6月10日まで）

※ 受入体制の整備に時間を要する場合は、利用開始時期が遅れることもありますので、ご了承ください。

(2) 提出書類

申込関係書類は、各子どもの家、市役所13階生涯学習課で配布しています。

（市のホームページからダウンロードすることもできます。）

1. 宇都宮市子どもの家利用許可申請書（児童1人につき1通）
2. 保護者（祖父母等を除く。）が昼間家庭における児童の養育ができない状況等を証明する書類

状況	証明書類
労働している場合	勤務証明書又は自営業等申立書（市の所定様式）
求職活動中の場合	求職活動申立書（市の所定様式）
就学・職業訓練等の場合	在学証明書及び時間割が確認できるものの写し又は職業訓練の受講期間・時間が確認できるものの写し
出産前後の場合	母子健康手帳など出産予定日が確認できるものの写し
疾病、障がい等の場合	医師の診断書又は障害者手帳・療育手帳の写し等 ※病名、症状、必要な養育期間、養育ができない状況や期間がわかるもの
介護・看護の場合	医師の診断書等、介護・看護の必要性がわかるもの

※ 上記以外の状況の場合は生涯学習課までお問合せください。

※ シフト勤務の方は提出月のシフト表（利用開始後は利用月のシフト表）等の提出をお願いします。

※ 利用申込に虚偽や不正があった場合などには、利用許可を取り消すことがあります。

※ 勤務先・住所・家族状況など申請内容に変更があった場合は、変更届及び該当する証明書類の再提出が必要となります。

(3) 提出先

(2)の提出書類を通学している（通学予定の）小学校の子どもの家へ持参してください。（子どもの家の場所は市のホームページをご覧ください）

## 8 利用の決定

提出いただいた書類により、利用対象児童の要件を満たしているか審査をし、利用許可を決定します。市の指定を受けた法人から、利用許可決定通知書をご自宅に送付します。

※ 令和5年4月から利用を希望される方の決定通知書は令和5年2月中旬頃に発送予定です。

※ 学校長期休業期間のみ利用する方の決定通知書は、利用開始日の2週間前までに発送予定です。

## 9 利用中止等

子どもの家を利用する必要がなくなった場合（利用対象児童でなくなった場合）は、速やかに「宇都宮市子どもの家利用中止届」を子どもの家に提出してください。

長期間（連続して1ヵ月以上）欠席された場合には、子どもの家の利用を継続されるかどうか確認をさせていただき、利用許可を取り消すことがあります。

## 10 利用申込取り下げ・辞退

次の場合、「宇都宮市子どもの家利用（申請取り下げ・辞退）届」を子どもの家に提出してください。

事由	提出する届出
利用申込をしたが、利用許可通知を受け取る前に申込を取り下げる場合	宇都宮市子どもの家 利用申請取り下げ届
利用許可通知を受け取ったが、利用期間前に利用を辞退する場合	宇都宮市子どもの家 利用辞退届

## 11 連絡事項・注意事項

ア 子どもの家では、保護者のお迎え（学校休業日は送迎）が原則となります。

イ 保護者が昼間家庭にいない日（勤務証明書等に記載のある日）のみの利用が原則となります。

ウ 施設の管理又は事業上支障があると判断した場合は、利用許可を取り消すことがあります。

エ 感染症に感染した場合、または感染するおそれのある場合は、利用をお断りすることがあります。

## 12 問い合わせ先

宇都宮市教育委員会事務局 生涯学習課放課後児童グループ

電話 028-632-2651, 2676

市ホームページ

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogaigakushu/1012031/1030082.html>



←こちらのQRコードからも  
市ホームページをご覧ください。

